

海外預金の残高に関する報告書
(年月末)財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日：

報告者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名

報告者の区分（該当分に○）

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 5. その他

住所又は所在地

責任者の氏名

担当者の氏名（電話番号）

1 報告通貨（該当分に○）イ. 円（2. に換算方法を記入）ロ. 円以外（ ）

（（ ）内に通貨名を記入すること。）

2 外国通貨の本邦通貨への換算方法（該当分に○。ハの場合には（ ）内に使用した換算レートを記入すること。）

イ. 月中平均レート ロ. 月末レート ハ. その他<社内レート等>
()

(単位：百万円・千通貨単位)

海外預金残高	
--------	--

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

3 「海外預金残高」欄には、月末残高が1億円相当額を超える海外預金口座の残高の合計額を報告すること。ただし、月末残高が1億円相当額以下のものを含めて集計しても差し支えない。

4 本省令別紙様式第15の1により報告した、証券の条件付売買取引に係るマージンコール発生に伴う担保金の残高、別紙様式第15の2により報告した、証券の貸借取引に伴う現金担保金の残高、および別紙様式第27により報告した、デリバティブ取引に伴う担保金・証拠金の残高については、本報告の対象外である。

5 原通貨により報告する場合は、通貨別に別葉にすること。

(日本産業規格A4)

**「海外預金の残高に関する報告書」記入の手引
(直近改訂時点 : 2020年10月)**

1. 報告を要する者

非居住者との間の預金契約に基づく債権の月末現在における残高が1億円に相当する額を超えた居住者（日本銀行、承認銀行等及び報告省令第23条の規定による報告をする銀行等を除く）

—— 月末時点における残高が1億円相当額を超える口座又は預け先について報告を要する。なお、報告の要否は、金融機関に開設する口座の場合は1口座毎に、金融機関以外の非居住者に対する預け金については1先毎に1億円相当額を超えるか否かで判定すること。ただし、当該月末残高が1億円相当額以下のものを含めて報告しても差し支えない。

2. 報告の対象

非居住者（非金融機関を含む）に対する預金契約に基づく債権の月末時点での残高。なお、預金契約に基づく債権には、非居住者（非金融機関を含む）に対する預け金、保証金、担保金等が含まれる。ただし、以下は本報告書の対象外。

- (イ) 報告省令別紙様式第15の1により報告した証券の条件付売買に係るマージンコール発生に伴う担保金の残高
- (ロ) 報告省令別紙様式第15の2により報告した証券の貸借取引に伴う現金担保金の残高
- (ハ) 報告省令別紙様式第27により報告したデリバティブ取引に伴う担保金・証拠金の残高

3. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第32条

4. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

5. 報告書に計上する時期

毎月末現在

6. 報告書の提出期限

翌月20日^(注)まで。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

(注) ただし、居住者が非居住者に対する外国における建設工事に係る役務の提供に伴い必要となる資金の受払いのため、他の非居住者との間で行った預金契約に基づく債権の発生等に係る取引に基づく当該債権の残高に関する報告については、当該債権の額の月末における残高が1億円に相当する額を超えた月の終了後3か月以内（3か月目にあたる日が休日の場合は、休日の翌日まで）に提出することができる。

7. 提出部数

1部

8. 報告書提出の要否を判断する際に使用する換算レート

海外預金残高が1億円相当額を超えるか否かの判定にあたっては、入出金が行われた日の属する月の末日における実勢外国為替相場を用いて換算すること。なお、月中に残高の動きがなかった場合においても、当該月の外国為替相場ではなく、最終的に入出金等が行われた日の属する月の末日における実勢外国為替相場で判断すること。

9. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート

(1) 金額単位：イ. 円建に集計して報告する場合：百万円単位（単位未満四捨五入）

ロ. 原通貨で報告する場合：千通貨単位（単位未満四捨五入）

—— 「外貨から円貨」に換算することはできるが、「外貨から他の外貨」や「円貨から外貨」に換算し記入（集計）することはできない。

(2) 外貨から円貨に換算する場合のレート：以下のいずれかのレートにより換算すること。

イ. 月中平均レート

ロ. 月末レート

ハ. その他（社内レート等）

—— 円建預金または原通貨での報告の場合は、当該項目の記入は不要。

10. 記入の方法と留意点

(1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際收支課国際收支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(2) 「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

(3) 「報告者の区分」欄

1. 銀行	<p>業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機関」に分類すること。</p> <p>(1)銀行（日本銀行を除く） (2)協同組織金融機関 (3)公的金融法人（国民経済計算における公的金融機関） (4)その他法律に基づいて設立される金融機関</p>
2. その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関（投資法人等）が該当する。
3. 一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入又は為替取引を行わない公的金融法人が該当する。
5. その他	上記1.～3. のほか、中央銀行に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。

(4) 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）。責任者の選定にあたり肩書は問わない。押印は不要。

(5) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

- イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
- ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(6) 「1. 報告通貨」欄

本報告書は円建に集計のうえ報告するほか、原通貨で報告しても差し支えない。原通貨で報告する場合は、「ロ. 円以外」のかっこ内に通貨名を記入し、原通貨ごとに別葉にて集計のうえ報告すること。

(7) 「2. 外国通貨の本邦通貨への換算方法」欄

「ハ. その他」の場合は、かっこ内に具体的な換算方法を記入すること。